

新型コロナウイルス対策（コートジボワール（その16））

6月25日、コートジボワール政府は7月1日からの国際線の運行再開及び7月15日までの緊急事態宣言の維持を発表しました。発表された措置の概要は以下のとおりです。

1 7月15日（水）まで、下記の措置を維持する。

- (1) 緊急事態
- (2) 陸・海の国境封鎖
- (3) 大アビジャン圏の隔離、入出時の監視強化及び違反事例への罰則
- (4) 大アビジャン圏におけるバー、ディスコ、映画館、劇場の閉鎖
- (5) 大アビジャン圏における集会の人数制限50人

2 その他の措置

- (1) 48時間以内の検査結果提供のための検疫措置の強化
- (2) 結果を待つ間、全ての被験者の義務的隔離
- (3) 衛生的措置の厳格な尊重の下、6月26日（金）から、国内線の運行再開
- (4) 衛生的措置の厳格な尊重の下、7月1日（水）から、国際線の運行再開。国際線到着後、全ての乗客は、検疫及びコートジボワール滞在中の追跡検査の対象となる。
- (5) 妊婦を含む、全ての脆弱な人々の義務的隔離
- (6) 適当な罰則を伴った、マスク着用監視の強化

コートジボワール保健省により6月24日時点で確認されている発症者数は8164名（内3419名治癒、58名死亡）です。今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いします。

【問い合わせ先】 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）

大使館代表：(225) 20 21 28 63（内線111）

Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp